

青森県報

第三千九百四十九号

平成二十七年
一月二十六日
(月曜日)

目次

告 示

保安林の指定解除予定	(林 政 課) … 一
特定第一号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課) … 一
土地収用法による事業の認定	(監 理 課) … 一
道路の区域の変更	(道 路 課) … 三
道路の供用の開始	(同) … 三

行政書士試験の合格者	(総務学事課) … 四
------------	-------------

告 示

青森県告示第四十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

三戸郡新郷村大字西越字温泉沢三七の二・三七の三（以上2筆について次の図に

示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 保安林を解除しようとする理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び新郷村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第四十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第二百五条の二第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めため、同条第四項の規定により公示する。

平成二十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
三戸郡階上町大字道仏字浜久保二〇	階上加入区
坂下 利助	
坂本 源作	
三戸郡階上町大字道仏字大蛇二二三の二	

青森県告示第四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 起業者の名称

七戸町

二 事業の種類

天間林運動公園駐車場整備事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡七戸町字森ノ上地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件

申請に係る事業は、上北郡七戸町字森ノ上地内に天間林運動公園（以下「運動公園」という。）の駐車場を整備する事業（以下「本件事業」という。）であり、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、本件事業を施行するに当たり、町議会において執行するための予算が議決されており、本件事業に必要な予算措置が講じられている。

よって、起業者は十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 運動公園は、昭和四十五年五月一日の過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）の規定による公示を受けて策定した過疎地域振興計画に基づき、過疎化解消対策の一環として設置され、総合グラウンド・野球場・テニスコート（二面）・ゲートボール場（二面）・屋内プール・駐車場（六箇所、約三百三十台）を整備し、大会・イベント等で活用されている、法第三十二条第三号に該当する公共施設である。

七戸町では、児童生徒の減少により天間林地区の中学校二校を統合することとなり、統合後の中学校の新設場所として、必要な面積が確保でき、かつ、建物建設が容易な平坦地であり、また、統合する中学校のほぼ中間地に配置することにより通学に支障がなく、既存の公共施設を活用できるなど利便性が良い等の理由により、運動公園の野球場に隣接する駐車場敷地に建設することが

決定した。これにより、百二十三台分の駐車スペースが利用できない状況となる。

当該駐車場は、主に近隣の小・中学校の野球、ソフトボール大会等開催時の選手・父兄や朝野球参加者が利用しており、特に大会開催時には既存駐車台数を超える車両が参集する。このため、駐車場の減少は利用者にとって不便を強いるとともに、同町の社会教育計画にある「潤いと活力の基盤である健康維持・増進に必要なスポーツ活動、町民相互の連携による活気ある地域づくりを促進するスポーツの交流」にも支障を来すこととなる。

本件事業は、駐車場の従来機能及び利用者の利便性を確保するために百二十三台分の駐車スペースを整備する事業である。

本件事業の施行により、駐車場の従来機能及び利用者の利便性の確保を図ることができ、公共の利益は存すると認められる。

一方、本件事業の施行による周辺の環境への影響については、本件事業は環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）に基づく環境影響評価の対象となるような大規模で環境へ影響を及ぼすおそれのある事業ではないこと、起業地は文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による埋蔵文化財包蔵地に該当しないこと、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）による保護のため特別の措置を講ずべき動植物の存在は確認されていないことから、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) 起業者は、起業地を選定するに当たって、計画駐車台数を確保できること、運動公園に近く利用しやすいこと、本件事業に必要な用地面積を確保でき、経済的であることを条件に、同町字森ノ上地内に候補地として三案を選定している。

第一案は、現況は山林、畑及び雑種地であり支障物件として立木、木造物置小屋及びビニルハウスがある、敷地は接面道路と一部高低差があるため造成工事が必要となるが、既存の駐車場に隣接しているため利便性は高い、隣接町有地も含めて整備することができるため買収面積が三案中最も少なくなることが用地費及び補償費等を含めた総事業費（以下「事業費」という。）は三案中

最も経済的に優れるというものである。

第二案は、現況は宅地であり支障物件として牛舎四棟がある、敷地は接面道路と等高であり、運動公園に隣接しているが、野球場からは遠く、利便性は三案中最も劣る、用地補償費が高額となることから事業費は三案中最も経済的に劣るというものである。

第三案は、現況は山林、畑であり支障物件として立木がある、敷地は町道を挟んで運動公園と隣接しており、移動のために町道を横断する必要があるため利便性は第一案にやや劣る、接面道路と高低差があるため造成工事が必要となることから事業費は三案中中位であるというものである。

以上のことから、起業者による検討の結果、起業地として選定された第一案は、三案中機能的及び経済的に優れていると認められる。

(二) よって、本件事業の事業計画は、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

本件事業の施行により、運動公園の従来の機能及び利用者の利便性の確保を図ることができることから、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の整備に必要な最小限の範囲であり、一時的利用に供されるものは存在しないため、使用の手段にはなじまないことから、収用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

七戸町教育委員会 学務課

青森県告示第四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年二月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間		変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
			前	後	前	後			
1	県道	五所川原浪岡線	五所川原市大字羽野木沢字隈無三八の六から 五所川原市大字羽野木沢字隈無三八の一まで		七・五〇メートルまで	一六・八〇メートル			
2	県道	青森田代十和田線	青森市奥野三丁目四五二の四一から 青森市桜川六丁目四三八の一まで		一〇・八〇メートルまで 一一・二〇メートルまで	一六・八〇メートル			
					一八・〇〇メートルから 二〇・五〇メートルまで	二〇五・〇〇メートル			
					一八・〇〇メートルから 三五・九〇メートルまで	二〇五・〇〇メートル			

青森県告示第四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十七年二月二十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始日
岡線 奥道五所川原浪	五所川原市大字羽野木沢字隈無三八の六から 五所川原市大字羽野木沢字隈無三八の一まで	平成27年1月26日

公 告

行政書士試験の合格者

平成二十六年度行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりであるので、青森県行政書士法施行細則（昭和五十年六月青森県規則第三十四号）第一条の規定により公告する。

平成二十七年一月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

受験番号	○三二〇〇〇四
	○三二〇〇〇九
	○三二〇〇一二
	○三二〇〇一四
	○三二〇〇二四
	○三二〇〇三六
	○三二〇〇五三
	○三二〇〇六三
	○三二〇〇六九
	○三二〇〇七六
	○三二〇〇八五
	○三二〇〇九三
	○三二〇〇九五

○三二〇一八二
○三二〇一八六
○三二〇二〇六
○三二〇二四一
○三二〇二六一
○三二〇三五〇

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭